

議案第四号

港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

令和七年一月二十七日

港区教育委員会

令和7年1月27日
教育委員会議案資料 No. 3

港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）

港区幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成十二年港区条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

第二十八条第三号及び第四号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二十九条第一項第一号及び第三項第一号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

付 則

1 この条例は、令和七年六月一日から施行する。

2 この条例の施行の日前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、この条例による改正後の港区幼稚園教育職員の給与に関する条例第二十九条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第三項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

港区幼稚園教育職員の給与に関する条例新旧対照表

改正案	現行
(前略) 第二十八条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第一項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第四号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。 一・二 (略) 三 基準日前一箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前二号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に拘禁刑以上の刑に処せられたもの 四 次条第一項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたもの 第二十九条 教育委員会は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めるこ	(前略) 第二十八条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第一項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第四号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。 一・二 (略) 三 基準日前一箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前二号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの 四 次条第一項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの 第二十九条 教育委員会は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めるこ

とができる。

一 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）第六編に規定する略式手続によるものを除く。第三項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

二（略）

2（略）

3 教育委員会は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならぬ。ただし、第三号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

一 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかった場合

二・三（略）

4ゝ6（略）

（後略）

とができる。

一 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）第六編に規定する略式手続によるものを除く。第三項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

二（略）

2（略）

3 教育委員会は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならぬ。ただし、第三号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

一 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合

二・三（略）

4ゝ6（略）

（後略）

付 則

1| この条例は、令和七年六月一日から施行する。

2| この条例の施行の日前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、この条例による改正後の港区幼稚園教育職員の給与に関する条例第二十九条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第三項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

審議内容

本案は刑法の改正に伴い「港区幼稚園教育職員の給与に関する条例」中の文言について、一部改正を行うものです。

1 経緯

「刑法等の一部を改正する法律」及び「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律」が令和7年6月1日から施行されることとなりました。刑法の改正により「懲役」及び「禁錮」が廃止され、これらの代わりとして「拘禁刑」が創設されたことに伴い、「港区幼稚園教育職員の給与に関する条例」における文言の改正を行う必要があります。

2 改正内容

条例第28条第3号及び第4号中「禁錮」とあるのを「拘禁刑」に改めます。

また、第29条第1項第1号及び第3項第1号中「禁錮」とあるのを「拘禁刑」に改めます。

3 施行期日

令和7年6月1日